

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年1月19日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者 高 橋 康 明 （千葉地方裁判所刑事第5部判事）

裁判官 鈴 木 敦 士 （千葉地方裁判所刑事第5部判事）

検察官 佐 藤 正 利 （千葉地方検察庁検事）

検察官 入 江 暁 （千葉地方検察庁検事）

弁護士 仲戸川 隆 人 （千葉県弁護士会所属）

弁護士 鎌 倉 鈴之助 （千葉県弁護士会所属）

補充裁判員経験者 2 番 男

裁判員経験者 3 番 女

裁判員経験者 4 番 男

裁判員経験者 5 番 男

裁判員経験者 7 番 女

（裁判員経験者1番及び6番・欠席）

### 議事概要

別紙第1のとおり

(別紙第1)

**【司会者】**

それでは、裁判員等経験者の皆様との意見交換会を始めたいと思います。

私は、本日、司会を務めます刑事第5部の高橋と申します。

私は、裁判官になって20年ちょっとが経過したところです。千葉地裁には、昨年の4月に参りまして、それ以降、裁判員の事件を9件ほど担当しております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木裁判官、お願いします。

**【鈴木裁判官】**

私は、千葉地裁刑事第5部、裁判官の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

皆さんには、裁判員裁判に御協力いただきまして、ありがとうございました。

私は、裁判官となって14年目でして、千葉へは一昨年初めて参りました。私は、千葉へ来てから裁判員裁判を経験するようになったのですが、裁判員裁判が始まって刑事裁判が大きく変わり、私自身にとっては、新しいことばかりでした。

本日は、皆様の率直な御意見をお聞かせいただいで、私自身の今後の執務に役立てていきたいと思しますので、どうかよろしくお願いいたします。

**【司会者】**

では、検察官、お願いします。

**【佐藤検察官】**

千葉地方検察庁の検事の佐藤といいます。

私は、検事になって10年ちょっと経過したところであります。千葉へは、平成26年4月に来まして、1年10か月余り公判部という裁判を担当する部署で執務させていただいております。

今日は、私が担当した事件で裁判員を務められた方もいらっしゃるようなので、率直な御意見を聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【入江検察官】**

同じく、千葉地検の検事の入江と申します。私は、検事になって今年が7年目になります。

実は、私は、他の裁判員裁判は担当したことがあるのですが、覚せい剤の密輸事件を直接担当した経験はありません。皆様の御意見をお聞きして、今後、覚せい剤の密輸事件を担当する際の参考にさせていただきたいと思っておりますので、本日は、よろしく願いいたします。

**【司会者】**

では、弁護士の方、お願いいたします。

**【仲戸川弁護士】**

弁護士の仲戸川と申します。私は、千葉県弁護士会の裁判員制度の運用を改善する委員会に所属しております。

千葉県には、覚せい剤の密輸事件が非常にたくさんございまして、私自身、覚せい剤の密輸事件を2件ほど担当したことがあります。そんな中で、裁判員の皆さんのアンケートでは、弁護人の弁護活動に対する批判などがかなり多いとお聞きしています。

私たちは、裁判員の皆さんのアンケートや、本日のような意見交換会における御意見、御感想を参考にさせていただきまして、弁護士会の内部で研究会や研修を行ったりして、今後の弁護技術の向上に役立てようということで活動しております。

本日は、特に弁護活動に対する率直な御意見などがあれば、それをお伺いしまして、ぜひ、今後の参考にさせていただきたいと思っております。本日は、よろしくお願いいたします。

**【鎌倉弁護士】**

初めまして。弁護士の鎌倉鈴之助と申します。私は、船橋市で事務所を開いて弁護士活動を行っているのですが、弁護士になって、今年でちょうど3年目になりますので、おそらく、ここにいらっしゃる法曹関係者の中では、一番若いのではない

かなと思います。

私は、千葉県弁護士会の刑事弁護センターに所属しておりまして、刑事弁護を中心に仕事をしております。

一方で、千葉県は裁判員裁判が全国で一番多いということを知っているのですが、私自身は、まだ、裁判員裁判は一度も経験したことがなく、4月頃に初めて担当する覚せい剤密輸事件の裁判員裁判が控えているという状況です。今回、裁判員等を経験された皆様の忌憚のない意見を聞かせていただけたらと思い、意見交換会に参加させていただきました。今日は、よろしく願いいたします。

#### 【司会者】

それでは、今度は、裁判員等を経験された皆様から、いろいろとお話をお聞きしたいと思います。

本日、お集まりいただいた裁判員等経験者の皆様は、偶然にも、覚せい剤の密輸事件を担当された方々ばかりなのですが、覚せい剤の密輸事件にポイントを絞るということではなく、もっと幅広く捉えて、裁判員、あるいは、補充裁判員を経験されて感じられたことや、事実認定の問題、それから、量刑を決める際の御様子とか、お考えになったこと、この辺りについてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番の方から、順番にお伺いしたいと思います。担当された事件について、私の方から簡単に御紹介いたしますので、その上で、まずは、全体的な感想ということで、裁判に参加してどう感じられたか、裁判そのもののことでも結構ですし、あるいは、裁判官、検察官、弁護人に対して思ったことでも結構ですので、よろしく願いします。

2番の方は、補充裁判員として、覚せい剤の密輸事件を御担当されたのですが、インドから覚せい剤約6キロを密輸しようとした事件で、事実関係に争いはなかったと聞いております。結論的には、懲役8年6月、罰金350万円という刑になったと聞いております。

## 【2番】

補充裁判員として選ばれたときの感想としては、もともと、選ばれても選ばれなくても、どちらでもよかったのですが、経験したことがないことなので、もし、経験できればよいなと考えていましたので、選ばれたことに対しての不満はありませんでした。

ただ、何か形式的なことが多いというか、何か無駄なエネルギーを使って、時間を無駄にしているような感じがしました。

要するに、必要以上に厳密というか、必要以上に細かいというか、もっと簡単にできたのではないかなと感じています。

選任手続では、最後に抽選が行われたのですが、別の部屋へ行って抽選をして、発表するわけなんですけれども、当日、選任手続に来た人の前で抽選をした方が、当たっても外れても、気持ちがよかったのではないかなと感じています。

それから、私の担当した事件の被告人は、外国人の女性で、通訳を介さないと話している内容が分からず、通訳の言いなりというか、通訳が間違っているかどうか分からないという状況でした。もちろん、ちゃんとした人が通訳しているはずですから、間違いはないとは思いますが、通訳を介さないで、内容が分からず、その辺りが同じ覚せい剤の事件でも、被告人が日本人の場合とは違ったのだろうなと思いました。

それから、被告人は、末端の立場の人物だったわけですから、我々一般人を呼ばなくても、大体、過去の事例から罪の範囲というのは決まってくるような内容ではなかったかと、つまり、我々の意見を聞かなくても、そんなに大きな問題が起きるような事件ではなかったのではないかという気がします。

私は、経験のために来ていたわけですから、それでもよかったのですが、他の皆さんの大事な時間をこんなことに使ってよいのか、もっと重大な事件が山ほどあるのになと思いました。

## 【司会者】

無駄なエネルギーというのは、そういう事件に携わることという御趣旨でしょうか。

【2番】

それもあるし、今日の運営にしても、もっと簡略でよいのではないかなという感じがしたのです。

【司会者】

いろいろな事務が丁寧すぎるような感じがするというのでしょうか。

【2番】

それもあるし、とにかく一般社会ではない、裁判所独特の固い感じが消えていないというのが率直な印象で、それは、裁判の中身と関係なく直したほうがよいのではないかなと思いました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、次は、3番の方ですが、同じく覚せい剤の密輸事件を御担当されました。この事件は、覚せい剤を自分で持ち込んだとは気付かなかった、知らなかったということで、事実関係に争いがあった事件で、インドから覚せい剤を約10キロ密輸しようとしたという事件でした。最終的には、有罪と認定して、懲役13年、罰金600万円という刑になったという事件です。

では、3番の方、よろしくお願いします。

【3番】

私は、普段は、くじ運が悪くて、何も当たらないのですが、今回に限っては、いつもとは違い、裁判員を経験させていただくことになりました。

選任手続で抽選が行われる前に、事件についての説明を聞いたところ、覚せい剤の密輸の事件ということでしたので、殺人事件ではないということが分かり、ほっとしました。私の周りには、裁判員を経験された方はいないのですが、新聞とかで見聞きする限りでは、トラウマになってしまったなどということも聞いていました

ので、事件の説明を聞くまでの間は、ちょっとどきどきしていました。

裁判が始まってから、毎日、裁判所に通うようになったのですが、裁判官は、とても気さくな感じで、お話ししてくださり、私のような素人の話を真剣に聞いてくださいますし、他の裁判員の方も、皆さんよい方ばかりでしたので、裁判所に通うのは、苦痛ではなかったですし、とても良い経験をさせていただいたと思っています。

覚せい剤の事件の量刑が重いものだとは知らなかったもので、とても驚きました。また、覚せい剤の本物を見せていただいたり、本物の裁判は、ドラマとはちょっと違うということも分かりましたし、他の方も、とても良い経験になったと話していました。

裁判が終わってからも、トラウマになるようなことがなかったのですが、普段、思い出すこともなかったのですが、判決が宣告されたときに、被告人が、私たち裁判員の顔を睨みつけるように見ていたのには、ちょっと、どきっとしましたが、それだけ責任があることをしたのだなと痛感しました。

**【司会者】**

それは、やっぱり、有罪認定だったからなのではないでしょうか。

**【3番】**

そうですね。覚せい剤の量が多かったもので、量刑が重かったのです。被告人は、外国人でしたし、体調も余りよくない様子でしたので、彼がこれからこの刑に服さなければいけないということを考えると、大変なことを決めたのだなということをしごく考えさせられました。

**【司会者】**

次は、4番の方が担当された事件ですが、事実関係に争いはなくて、量刑が中心となった事件でした。メキシコから覚せい剤を約1キロ密輸しようとしたという事件で、結論としては、懲役7年、罰金200万円という刑になっております。

それでは、よろしくお願いたします。

#### 【4番】

私も、まさか選ばれるとは思っていなかったのですが、抽選で選ばれたと分かった瞬間に、今日は帰れないなと覚悟しました。

全体の感想ですけれども、裁判については、テレビで見るぐらいしか接することはなかったのですが、実際、テレビと同じような感じだなという感想を持ちました。

量刑に関しては、みんなでそれぞれ自分の意見を述べ合い、みんなで結論を出しました。量刑を決めるときには、日本に覚せい剤を持って来るまでの事情をちゃんと考慮して決めているというところがすごくよいなと思いました。

#### 【司会者】

次に、5番の方の事件ですが、これは、否認事件で、被告人は、覚せい剤だとは知らなかったと弁解をしていた事件です。中国から約2キロの覚せい剤を密輸しようとした事件ですが、事実認定としては、覚せい剤の密輸の認識は認められるという判断をした上で、最終的な結論としては、懲役9年、罰金350万円という刑になっております。

それでは、お願いいたします。

#### 【5番】

私は、1年前に参加させていただきまして、5日間、法廷に立ちました。辞退が認められる状況ではあったのですが、人生いろいろ経験してきたものですから、自分の経験が少しでも裁判にいかせられたらよいということで、参加させていただきました。

裁判に参加するまでは、人を裁くことの重みを感じ、非常に不安でしたが、裁判官や他の方から親切に接していただきましたので、不安はなくなり、安心して参加することができました。

評議につきましては、非常に分かりやすかったですし、自分の意見は、十分に述べることができました。

ただ、被告人が外国人で、法廷では、通訳を介してやり取りが行われましたので、



ちょっと分かりにくかったなという感じがしております。

**【司会者】**

最後に、7番の方の事件についてですが、特に事実関係には争いはなくて、量刑が争点の中心となった事件です。中国から覚せい剤を約4.5キロほど輸入しようとした事件で、懲役10年、罰金350万円という刑になっています。

**【7番】**

これまで、犯罪を身近に感じたことがなかったので、裁判員候補者の通知が来たときには、辞退したいという気持ちがいっぱいでした。しかし、家族に相談しましたら、誰もができることではなく、良い経験になるので、やったほうが良いと勧められまして、参加する気持ちになりました。裁判のことなど分からないことばかりで、不安でいっぱいでしたけれども、何とか頑張って、無事終わることができました。

今では、裁判員をやってよかったと感じております。

**【司会者】**

どうもありがとうございました。

一通りお話をいただきましたが、今のお話を聞いて、検察官や弁護士さん、あるいは、裁判官でも結構ですが、何かこの点をもうちょっと聞かせてほしいという方は、いらっしゃいますでしょうか。

**【鎌倉弁護士】**

先ほど、3番さんが、覚せい剤の密輸がすごく重い罪だということを裁判員裁判を通じて初めて知ったとおっしゃっていましたが、裁判員をやる前は、どれぐらいの罪になると、お考えでしたでしょうか。

**【3番】**

中国では死刑だということは聞いてはいましたが、日本での量刑がどれくらいになるのかまでは深く考えていなかったもので、量刑を判断する際に、過去の裁判例を挙げてくださって、すごく重いのだなと思いました。

【鎌倉弁護士】

ありがとうございました。

【司会者】

それでは、次の話題に移りたいと思います。

今回は、たまたま、皆さん、覚せい剤の事件を担当された方々ばかりなので、量刑グラフを見ると、ある程度の傾向が分かって、そこが議論の出発にはなったのかなと思うのです。とはいえ、やはり、刑を決める以上、何に注目しなければいけないのかという説明を、通常、裁判官はすることが多いのかなと思うのですけれども、その説明に関しての御記憶は、ありますでしょうか。

何が刑を決めるためのポイントになるのかということ、量刑グラフを見る前に、基本的な考え方や視点というものについて、裁判官から何か説明を受けたというふうに覚えていらっしゃるでしょうか。

【7番】

素人なので、まず、量刑グラフとか、そういうほうに目が行ってしまいました。

【司会者】

記憶としては、量刑グラフのことが印象に残っているということですか。

【7番】

そうですね。意識は、量刑グラフのほうに行ってしまいましたね。

【5番】

私も、量刑グラフを見て、そんなものかという感じでしたね。

【司会者】

例えば、殺人事件の場合、刑の幅が大きくて、有期懲役刑だったら5年から20年までありますし、場合によっては、無期懲役刑、あるいは、死刑もあります。このように、法律上、刑を科することができる幅がものすごく広ければ、選択肢もいろいろあって、かなり違ってきます。

では、どうやって刑を決めるのかと考えたときに、まずは、裁判官や裁判員の方々

の間で、刑を決める際の基本的な考え方を共有することが必要になります。例えば、同じ殺人であっても、ものすごくひどい態様の場合、あるいは、計画性があってやった場合と、つい、かっとなってやってしまった場合とでは、それぞれ違うよねと。あと、結果の面でも、例えば、一人だけ殺した場合と、多くの人を立て続けに殺した場合とでは、やっぱり刑の重さは違ってくるよねというようなことを共有して、頭の中を整理します。その上で、本件の殺人事件では、この人は何をやったのだろう、何でこんなことをやってしまったのだろう、どんな結果を生じさせたのだろうということを議論した上で、同じような事案では、これまでどういう刑になっているのかということ調べます。例えば、死刑になっているのは、多くの人を連続で殺しているような事案なんだなと。あるいは、殺人事件の中でも、比較的軽い刑になっているのは、介護をずっとして、もう疲れてしまって、自分は死にたいけれども、その人を残して死ぬことができず、ついつい殺めてしまったというような、やむにやまれぬ事情がある事案で、同情できるよねと。だから、軽いほうではないのかと。このようなことを考えながら議論して、最終的に、この被告人のやったことは何なのか、どうしてやったのか、その結果を見て、何年ぐらいが相当なのかと、どんどん収れんして、刑が決まります。

このような刑を決める際の基本的な考え方の説明を評議の際にしているのではないかと思います。御記憶は、ありませんでしょうか。

### 【3番】

そういった説明があったのかもしれませんが、日が経ってしまいましたので、思い出せるのは、そういった過去の例を参考にしたことですね。

### 【司会者】

それは、決してまずいことではなくて、皆さん、そうやって刑を決めておられるわけですので、その部分の記憶が強く残っているということも、ごく自然なことかなと思います。

そうすると、覚せい剤の事案に絞った話になりますけれども、皆さんが担当され

た裁判では、どの点に注目しましょうということになったのでしょうか。

先ほどの話ですと、運び屋だというのが、まず一つ的前提でしょうか。つまり、大親分ではなく、組織に言われて運ぶという役割を実行しただけの人間だということですね。

今回皆さんが担当された事件をみても、量刑に差がついていて、例えば、10キログラム運んだ被告人の事件では、懲役13年になっているし、1キロぐらいたと、7年になっています。覚せい剤の量も注目されたのではないのでしょうか。

**【5番】**

やはり、先ほどから話が出ている前例といいますか、グラフを見て、感じたことを自分の意見として述べました。最終的には、被告人の事情なども考慮して、刑が決定されました。

**【司会者】**

判決文を見ると、中には、裁判員の方の相当強い熱意というか、思いが、その刑を決める中に入っているのではないかと窺えるものがあります。

例えば、覚せい剤が日本に持ち込まれるということは、やっぱり日本国民としては、許せないのだと。当然、前例は参考にしたいけれども、そういう思いも含めて、こういう刑にしたのだと書かれている判決も見たことがあるのですけれども、そういうことでしょうか。

**【5番】**

ええ、そういうことですね。評議では、いろいろ議論しました。

**【司会者】**

他の方は、いかがですか。裁判員が参加した証を残したというのは、ちょっと大げさかもしれませんが、いろんな議論が交わせたなという御記憶がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

**【3番】**

いろいろ議論をしましたし、裁判官も、私たち素人の話を一生懸命聞いてくださ

いました。それで、私たちの意見を基に、前例を参考にしながら最終的な結論を出しました。

**【7番】**

私の担当した裁判では、裁判員は男性3人、女性3人、補充裁判員は男性1人、女性1人といった構成で、男女の割合がちょうどつり合っていたのです。

しかし、休廷中に他の裁判を見に行きましたら、男性1人に女性が5人といった構成で、男女の割合に偏りがあると感じました。そのような構成ですと、判断に偏りがあるのではないかなと、すごく感じました。

**【司会者】**

裁判員、補充裁判員は、抽選によって決まります。

法律上、男女比や、年齢比をどうするといった決まりはなく、全くそういうことは関係なく、抽選で選ぶとされていますので、事件によっては、それこそ、本当に全員男性ということもあるし、その逆ということもあるのです。

率直な御意見としては、むしろ、その辺は満遍なくいたほうがよいなという感じですかね。

**【7番】**

はい、そうです。

**【司会者】**

ちなみに、担当された事件は、裁判長が女性で、陪席裁判官二人が男性ということで、すごくバランスがとれたグループでしたね。

**【7番】**

法廷以外では、御三方とも、笑顔で接してくれて、本当に和気あいあいとしていて、笑顔が絶えませんでした。そういった人柄に触れて、すごく身近に感じて、とても尊敬できる方たちだなと思いましたね。

**【司会者】**

分かりました。お褒めの言葉をいただき、ありがとうございました。

検察官や弁護士の方で、お尋ねしたいということは、ありますでしょうか。

**【仲戸川弁護士】**

覚せい剤の事件で刑を決める際、検察官から、覚せい剤にはどういう害があるかという証拠が出ると思うのですね。それが日本においてどのような状態だとか、いろんな証拠が出ましたけれども、その辺りについて、ある程度詳しく議論されたのかどうか、もし、覚えている方がいらっしゃいましたら、お聞かせいただきたいと思います。

**【司会者】**

検察官にお聞きしますが、検察官は、ほぼ全件で、覚せい剤の害悪とか、末端価格とかについての証拠を提出されているのでしょうか。

**【入江検察官】**

基本的に、全ての事件で、覚せい剤が人体にどういった害を及ぼすかということや、それが暴力団等の違法組織の収益源になっているということ、それが実際どのぐらいの価格で取引されているのかというおおよその時価、こういったものは、立証するようにしております。

**【仲戸川弁護士】**

今おっしゃった検察官の立証を受けて、どのような意見交換がされたのか、お聞かせいただければと思います。

**【司会者】**

もし、覚えておられることがあれば、あるいは、意見交換でなくても、率直に、どういうふう感じたかでも結構ですので、お願いします。

**【5番】**

裁判官から詳しい説明がありましたので、十分理解した上で、議論しました。

**【司会者】**

まず、法廷で検察官が説明して、後で、裁判官が補充して説明しましたか。

**【5番】**

評議のときに、裁判官から詳しい説明がありました。ですから、十分理解はして  
いました。

【司会者】

証拠の内容を更に分かりやすく説明したということですかね。

【入江検察官】

それは、検察官が論告なり証拠調べの中で説明した内容を、さらに、裁判官が敷  
えんしてそしゃくして説明して下さったといった御趣旨なのでしょうか。

【5番】

そうです。かなりよく説明していただきました。

【佐藤検察官】

先ほどから、量刑分布グラフを見たときのインパクトが大きいという感想が、幾  
つかあったと思うのですけれども、見た時期は、いつだったのか、例えば、始まっ  
て割と早い時期に見たとか、あるいは、ある程度の証拠調べが終わってから見たと  
か、時期がどれぐらいだったのかということと、後から考えたら、実際に見せられ  
た時期よりもっと早い時期に見たほうがよかったと思われたかどうか、そういった  
感想があれば、教えていただければと思います。

【司会者】

まず、時期についての記憶があるでしょうか。

自白事件と否認事件を担当された方々がそれぞれいらっしゃるかと思いますが、  
いずれにしても、どんなことがあったのかということは、法廷で皆さんが見て、否  
認事件を担当された方は、そこをいろいろ検討した上で、最終的に、被告人は運び  
屋の立場で何キロ覚せい剤を運んできたなどという事実関係を確定させて、その上  
で、刑は何年だということを決めていく、そんな順序で進んでいくと思うのですけ  
れども、皆さんが参考にしたグラフは、どの段階で目にされたということになるの  
でしょうか。

【5番】

私の場合は、5日間のうちの3日目ぐらいにグラフを見せられました。

【司会者】

求刑の後に、初めて見せられたということでしょうか。

【5番】

いや、その前ですね。

【司会者】

その前から見ていた記憶がありますか。

【5番】

はい、確かそうだったと思うのですが。

【司会者】

事件は、別ですけれども、同じ裁判官のグループだった7番の方は、どうでしょうか。

【7番】

2回目か3回目にグラフを見た記憶がありますね。

【5番】

そういえば、5日間のうち3日目です。

【司会者】

割と早めに見たという印象なのですね。

【5番】

ええ。

【司会者】

3日目を見て、結論が出たのは、何日目ですか。

【5番】

多分、4日目だったと思います。

【仲戸川弁護士】

一つお伺いしたいのは、量刑グラフを評議の場で見ているようですが、見たグラ



フは、一つだけだったのか、それとも、幾つか示されたのかという点について、覚えていらっしゃったら、お答えいただければと思います。

**【5番】**

私は、1件だけです。1件といいますのは、今までの刑がずっとグラフになっている。その1件が黒板に張られましてね。それが1件です。

**【司会者】**

他の方は、いかがですか。全然違うグラフを見るということは多分ないと思うのです。

例えば、最初は、かなり大まかな要素だけを入れて、かなり幅広な、要するに、件数も多いグラフを見て、そこから、他の要素を入れていって絞り込んでいった、こういうパターンはあり得ると思うのですけれども、そんなイメージでやったという方は、いらっしゃいますか。

**【3番】**

グラフは一つしか見なかったと思います。

私の担当した事件では、被告人は外国人でしたので、法廷では通訳が行われたのですが、方言でしゃべっていたらしく、通訳の方はすごく苦労しているような感じで、一方で、被告人は、自分の言いたいことが伝わっていないというようなことを言っていました。被告人が日本人だったり、言葉が通じれば、私たちも、感情に訴えられるということがあったかもしれませんが、余りそういったことは感じなかったので、そういう意味では、自分の感情に関係なく決めなければいけないのだよなど考えていましたし、グラフを参考に検討しました。

**【司会者】**

やはり、通訳が入ると、被告人が日本人の事件よりもやりづらさというか、理解する上での不全感というのは、皆さん、残ってしまうような感じですかね。

これについては、当事者からすれば、工夫の余地はあるのでしょうか。弁護士としては、通訳を介してでも、被告人の人となりや、考えていることをきちんと伝え

たい、あるいは、検察官は、もし、変な弁解をしているのだったら、そこもきちんと通訳を通してでも、裁判官や裁判員に理解してほしいなどということがあるかもしれませんが、当事者として心掛けていることがあるのでしょうか。

**【仲戸川弁護士】**

通訳事件に取り組むときは、なかなか難しいところがございまして、被告人によっては、通訳人が自分の味方であるかのように考えてしまうこともありますし、特に、同国人の方で、日本に在住している方が通訳しますと、そういうふうを考えてしまうことがあります。

あるいは、裁判所の回し者ではないかみたいな感じで、もう自分とは敵対的にちゃんと通訳してくれないのではないかという不信感を持っている被告人もいまして、通訳の方との関係というのは、非情に難しいところがございまして。

なかなか、弁護人も、被告人が通訳の言葉についてどういうふうに反応しているかということをつめるのが難しいところがあるので、できるだけ捜査段階の最後のほうは、最初から通訳が入った場合もありますし、最後のほうは公判の通訳に入ってもらって正確に通訳してもらっているのだということを、別にどちらの味方でもないのだということになるべく理解してもらおうようにはするのですけれども、やはり通訳の人が公正中立な第三者であるということを被告人が理解すること自体がなかなか難しいなという印象を持っております。

**【司会者】**

検察官、どうですか。なかなか大変ですか。

**【入江検察官】**

ちょっと1点、全体として確認させていただくと、検察官や弁護人が日本語で質問しますけれども、その質問自体は分かりやすかったかどうか、そこが分かりにくいなら、そもそも通訳しても、より分かりにくくなってしまうと思うのですけれども、その辺は、いかがでしたでしょうか。

**【司会者】**

質問の仕方でもそうですし、それ以外のいろんな活動について、分かりやすかったかどうかについて御意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

【5番】

検察官や弁護人の話は、よく分かりました。ただ、通訳がちょっと分かりにくいということでした。

【司会者】

否認事件だったので、結構いろいろ突っ込んだ質問もあったと思いますけれども、何を聞いているのだろうか、そういうことはなく、ちゃんと的確なことを聞いているなという感じでしたか。

【5番】

はい、そういうふうに感じました。

【7番】

私の場合は、女性の検察官だったので、とてもはきはきして、単刀直入で、すごく分かりやすかった記憶があります。

【司会者】

弁護人のほうは、いかがでしたか。

【7番】

弁護人は、若い男性の方で、まあという感じでした。

【仲戸川弁護士】

はっきり言っていただいて、参考にさせていただければと思います。

【司会者】

4番の方は、佐藤検察官と直接相まみえたのでしたよね。

【4番】

はい。

【司会者】

どうでしたか。

【4番】

被告人は、外国人でしたが、検察官が証拠としてメールのやりとりを提出したときに、外国のメールが証拠として提出できることに感動した覚えがあります。

弁護人には、もうちょっと頑張ってもらいたいという感じでしたね。

【鎌倉弁護士】

具体的に、教えていただけますか。

【4番】

精神的なものに頼って減刑を求めるという感じでしたね。専門家なら、もうちょっとできなかったのかと思いました。

【司会者】

他に質問があるという方は、いらっしゃいますでしょうか。

【鈴木裁判官】

この手の覚せい剤の事件だと、結構、被告人が外国の方ということもあるし、先ほどちょっと出てきたように、通訳がうまく伝わらないということがあって、一体、被告人はどういう人物か、なかなかイメージをつくりづらいというところはあるかと思うのですけれども、その点は、どうでしたか。

【4番】

うまく通訳されていたと思います。不便なことは、感じませんでした。

結局、お母さんとけんかしていたか何かで、麻薬密輸組織の女性と知り合って、寂しさで運び屋になったとか、そんな感じでしたね。

【鈴木裁判官】

その辺の話は、リアリティーがあったということなのですかね。

【4番】

そうですね。

【鈴木裁判官】

分かりました。ありがとうございました。

**【仲戸川弁護士】**

皆さんの担当された事件の多くは、被告人は、覚せい剤を運んでくれと頼まれて、覚せい剤だと知って運んだ事件というよりも、覚せい剤が入っているのではないかと薄々気付いていながら運んだという事件だったのではないかと思うのですが、そういう事件で、明確に覚せい剤だと分かって運んだということではなく、薄々気付いていながら運んだというところまでしか認定できないよというところで、量刑を考えるときに、どんな議論をされたのか、どのあたりが難しかったのかについて、何か感想がございましたら、お聞かせいただければと思います。

**【司会者】**

要するに、覚せい剤が入っているかもしれない、あとは報酬をもらう目的もあって、でも、覚せい剤が入っているかもしれないけれども、いやという感じで運んできてしまった。確実に、これは覚せい剤だというのが分かりながら、組織のためにせつせと運んできたのとは、事案が違うのではないのかなということなので、そこで、やっぱり量刑とかにどのように反映されるのかということですかね。

7番の方、御意見があれば、お願いします。

**【7番】**

私の場合は、被告人の家は貧しいとか、両親が病気であるとか、いろいろ、そういう同情を誘うような話ばかり言っていたのが印象的でした。

**【4番】**

私の担当した事件では、被告人は、全て認めていたと思うのですね。

ですから、これは簡単な裁判だと思っていたのですよ。

証拠のメールのやり取りを見て、何のためらいもなく運んできたのだと、ただ年齢が若くて更生できるのではないか、更生のチャンスもまだあるのではないかということを考慮した判決になっていると思います。

**【司会者】**

判決文を見ても、明確に種類とか量は分からなかったけれども、危ないものを運

んでいるのは分かっていたとされています。

【4番】

運び屋をやっているというメールがありましたからね。

【司会者】

では、2番の方、お願いします。

【2番】

今、判決を見ながら思い出しているのですけれども、これを読んでも、まだぴんと来ないような感じがあって、要するに、判決に書いてあるように、被告人の税関調査での場当たりの言動や、捜査及び公判での一貫しない弁解状態など、被告人が経由地のインドに到着後に、初めて運搬の対象物について事情を知らされ、リスク等を十分想定する間もなく、組織の関係者に言われるまま、本件覚せい剤を携帯して来日したと。そのようなことが書いてあるのですけれども、要するに、主体性がすごくないような人で、検察官や弁護人は、よくそんな被告人が言っていることをちゃんと整理して裁判ができるようにまとめられたなと思って、今、感心しています。

【司会者】

今、読まれたところ、自分で何としてもやってやろうというようなものではなくて、組織に言われるがままにやってしまったという被告人なので、それに見合った責任でいだろうと。

【2番】

だから、そういう感じで、さすがに、検察官の方も、よくあれだけ曖昧なことを言っているのに、ちゃんとまとめたなと思って、感心しているのです。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、一通りお話をお聞かせいただいたので、もし、よろしければ、傍聴されている記者の方からも、質問をどうぞ。

### 【毎日新聞記者】

私たち新聞記者が一番注目しているのは、どうやって市民の意見が判決に反映されているのかということです。

例えば、介護だったり、貧困だとか、そういう家庭の事情が絡んでいる殺人事件だとか、性犯罪というのは、非常に市民の感覚が反映されやすいというふうに理解しているのですけれども、今回、皆さんが担当された覚せい剤の密輸事件に市民の感覚がどのように反映されるのか、実は、よく分からないのです。

例えば、覚せい剤の密輸事件という、密輸というものが、日常生活でどれだけ市民感覚として、一般的にこういうものだねという理解があるのか、あるいは、被告人が外国人であること、まさに通訳の話もありましたけれども、日常の感覚をどれぐらいいかせるのかというところが、実は、私たちは、よく分からないところなのです。皆さんが裁判をやっていた中で、こういうところで市民感覚をいかすことができた、あるいは、逆に、密輸事件では市民感覚をいかすことができなかつた、むしろ、殺人事件とかのほうが、市民感覚がいかされるのではないかと思ったというような意見がございましたら、どちらでも構いませんので、教えていただければと思います。

### 【5番】

やはり、薬物の問題につきましては、一般市民も、かなり深い関心を持っているのではないかと。もちろん、重大な殺人事件は、当然でございますが、こういう覚せい剤についても、私も、身近にあったものですから、関心を持っております。

やっぱり、覚せい剤というのは、世間に対してものすごく影響を与えると。結構、芸能人でも使用したと報道されることがありますよね。ですから、私自身は、もちろん、殺人などの重大事件がたくさんあるとは思いますが、高い関心を持っています。

### 【司会者】

7番の方、いかがですか。

【7番】

個人的な密輸とかは，余りニュースではやりませんよね。

【司会者】

個人的に持ち込んだということですね。

【7番】

それで，ニュースでやるのは，密輸で，本当に覚せい剤の量が多いですよ。

【司会者】

そうですね。まさに覚せい剤密売組織みたいのが関与している。

【7番】

ああいうのは，日頃，テレビや何かで見ますけれども，個人的なのは，今回裁判員を経験して，初めて身近に感じたのですが，何とか日本に持ち込まないようにしてほしいと思いますね。

これからの世代，やはり世の中も，ちょっと投げやりになっている人たちも多いので，身近にそういうものがあれば，手をつけやすいのではないかなと思ひまして。

ですから，日本に入る前に，ちょっと食い止めることができればよいかなと思ひます。

【司会者】

そういう思いが，今回，裁判員として，まさにそういう事件に携わって，その思いを何か反映できたかどうかというのは，いかがですか。

【7番】

特にはないです。

【司会者】

でも，いろんな議論は，されたのですね。

【7番】

そうですね。はい。

【司会者】



一方、2番の方は、冒頭に、この種の事案はという御意見もありましたが、いかがでしょうか。

**【2番】**

何度も言うようですけれども、末端だけを捕まえる、まあ、捕まえて流通させないようにするということは、すごくよかったことですが、どうしてそれより先に進まないのかと、ちょっとそちらのほうをやらなければいけないのではないかと思います。

だから、こういう人たちを捕まえることは、もちろん大事なのだけれども、どうして、それから先が全部切られてしまうのか。要するに、被告人についての裁判はやったけれども、その後、背後の組織のことはどうなったか、全然分からないわけですから。被告人の量刑をどうするかだけを裁判で決めただけですから。

実際問題、ああやって捕まえた人が多くなった結果、密輸は減っているのかどうか。ただ捕まえただけで終わっているのではないかという気がちょっとして、心配なのですね。

それより、本当に悪いことを企てている人間のほうを正式にでも何でもやらなくてはいけないなど。誰に言ったらいいのか分からないけれども、そっちのほうをしっかりとやってほしいなと思っています。

**【司会者】**

ありがとうございます。

3番の方、いかがですか。

**【3番】**

先ほどの市民感覚のことについていうと、麻薬とか覚せい剤とか、そういったことの話は、身近になくて、テレビのニュースとかドラマとか、そういった遠い存在でしかないのです。実は、裁判員裁判で覚せい剤の事件もやるのかと思ったぐらいです。裁判員裁判でやるのは、量刑が重い罪の事件だというふうに聞いていたので、自分の担当する事件が殺人ではなくてよかったなと思うのですが、こういった覚せい

い剤の密輸事件も、裁判員裁判として市民が参加して行われるのだなと思いました。

やはり、覚せい剤は、身近にはないものですし、被告人も、外国人だったりするものですから、確かに、市民が参加して裁判をしなければならないものなのかと疑問に思います。

これからの子供たちのために、薬物が流通しないように、元締めの方を捕まえることができれば、一番よいと思いますが、なかなか、こういった人たちも、たくさんいる中で、特に私が参加した裁判の被告人は、1回目はうまく行って、2回目で捕まってしまった人だったので、やはり、そういった人は、たくさんいるのだろうなど、末端の人物を一人捕まえただけなのだろうな、それで全てがなくなりはないのだろうなと思いました。

**【司会者】**

では、4番の方、最後をお願いします。

**【4番】**

今、3番の方が言ったように、元締めを捕まえるのは、不可能だと思いますので、成田空港で、水際でできる限りとめてほしいなという気持ちです。

**【仲戸川弁護士】**

たびたび質問させていただいて恐縮なのですが、よろしければ、今の市民感覚の関係で、一つお尋ねさせていただきます。どの事件も、懲役何年と決めた上で、罰金を何百万円と併せて科していると思うのですが、密輸組織は、うまくいけば、相当大きな利益を上げられると思うのですけれども、皆さんの事件は、多分、末端の運び屋のような人たちで、なかには貧しい人が多かったかもしれません。その人たちに、何百万円もの罰金を科して、それも、検察官の求刑を減額している事例が多いと思うのですが、刑を科すことについて、何かどのような御意見があったのか、あるいは、議論されたのか、お伺いしたいと思います。

**【司会者】**

罰金刑のことですか。

**【仲戸川弁護士】**

罰金刑を併せて科す。それも、何百万円もの金額を科すことについて、どのような御意見だったか、あるいは、どのような議論がされたかということです。

**【司会者】**

いかがですか。

どんな感じで議論されたのか、7番の方、何か覚えていますか。

**【7番】**

判決に記載してあるとおり、前例を参考にして、役割や持ち込んだ量などから刑が判断されています。

**【司会者】**

他の方は、いかがですか。

検察官が求刑するときに、必ず、こういう利欲犯の事件については、かえってこういうことをすること自体、割に合わないのだということを知らしめるためにも、罰金も併せて科すのが相当であると、割とそこをきちんと御説明されることが多いと思います。

**【佐藤検察官】**

今、おっしゃっていただいたように、罰金併科等の理由は、論告で求刑の直前ぐらいには必ず言っていることが多いと思います。

**【司会者】**

私の経験では、割と、それで、皆、すっと落ちて、あとは額はどうしようという議論に入ることが多くて、多分、7番の方が言われたのも、そういう趣旨ですかね。

**【7番】**

そうですね。

**【司会者】**

では、最後に、これから裁判員や補充裁判員になられる方へのメッセージをいた

だきたいのですが、どなたか、いただけますでしょうか。

**【2番】**

私は、補充裁判員でしたから、選ばれた当初は、裁判員に選ばれた人たちが、何らかの事故があって裁判に参加できなくなったときに、裁判員と交代して初めて裁判に参加するのだらうと考えていたのですが、それは、誤解で、実際は、最初から審理に立ち会い、全部の話を聞いていなければならないということでした。裁判員と違う点は、評決に加わらないことと、判決宣告を法壇ではなく傍聴席で聞いたということくらいでした。

補充裁判員は、裁判員の単なる交代要員というわけではないのだということをお話しておきたいと思います。

**【司会者】**

2番の方が参加されたグループでは、補充裁判員の方は、判決宣告を傍聴席でお聞きになったのですね。

**【2番】**

傍聴席で聞いたことは、私にとって、すごくよい経験になりました。というのは、今まで傍聴席に入って、傍聴人として裁判を傍聴したことがなく、いろいろな発見があったからです。裁判員や補充裁判員が裁判官と一緒に入廷するときは、被告人は、手錠をしていませんでした。ところが、裁判員たちが入廷する前の法廷の様子を見ていると、被告人が手錠をしている姿を見ることになったのです。それは、私にとって初めて体験することで、すごく新鮮な驚きだったのです。

私は、法廷に入る段階では、手錠を外しているものだと思っていたのですよ。しかし、開廷する直前に外すのですね。そこまで来たら、逃亡するおそれはないと思うので、法廷に入る前の段階で外してもよいのではないかと思ったのですが、とにかく、傍聴席から見ることによって、そのような事実を知ることができましたので、補充裁判員と傍聴人の両方を体験できて、とても勉強になったと感じています。

**【7番】**

私の担当した事件は、殺人などの凄惨な事件でなくて、よかったと思いました。

凄惨な写真などを見て、病気になった方がいらっしやいますよね。そういう話がやっぱり世の中に広まって、普通の方ですと、裁判員をやりたくないと思う方が多いのだと思います。

でも、私は、裁判員をやってみて、すごくよい経験になったなと思っていますので、今後、皆さんには、裁判員にぜひ参加していただきたいと思います。

#### 【4番】

これから選ばれた方は、ぜひ、裁判員に参加して経験してみるべきだと思います。私も、経験してよかったなと思っています。貴重な経験ができました。

#### 【3番】

自分が裁判員の候補者名簿に登録されたという通知が届いたのは、ちょうど仕事から帰宅したときで、他の家族は、まだ帰宅していませんでしたので、たった一人でその書類を見ることになりました。もう、すごく驚いてしまって、1時間くらい暗い部屋の中で、どうしよう、どうしようと、一人で不安に思ったことを覚えています。

帰宅した家族からは、裁判員に選ばれることが決まったわけではないから、次に裁判所に呼び出されて行って決まるのだから、それに、裁判所に呼び出されることも決まったわけではないからと励まされて、そうよねと話していたのに、選任手続き期日の呼出しがきてしまって、まさかと思っているうちに、とうとう、裁判員に選ばれてしまったわけなのですが、担当した事件が残酷な事件ではなくて、本当にほっとしました。

やはり、皆さん、なりたいと思って裁判員になられた方ばかりではなかったと思うのですが、それでも、皆さん、一生懸命考えて、真面目に取り組んで、自分の意見を述べられていたと思いますし、そんな素人の意見を裁判官が一生懸命聞いてくださったことは、とてもよかったと思っています。

私の担当した裁判のときの3名の男性の裁判官の方たちは、とてもフレンドリー

に接してくれて、評議のときには、とても親しみやすく、話ができるような感じでしたので、これまで抱いていた裁判官のイメージと違って、普通の一般の方たちと同じような考えを持っていらっしゃるのだなということが分かって、とてもよかったと思っています。

**【司会者】**

それでは、長い時間どうもありがとうございました。これにて意見交換会は終わりといたします。

(別紙第2)

意見交換会での話題事項

- 1 裁判員・補充裁判員を経験された全体的な感想をお聞かせください。
- 2 今回の意見交換会では、下記の点について御意見をうかがう予定です。
  - (1) 量刑の考え方の説明について
    - ア 裁判官からの説明は分かりやすかったですか。
    - イ やったことを中心に考えるということに納得はできましたか。
  - (2) 量刑グラフについて  
量刑グラフを見た感想を聞かせてください(思っていたよりも刑が重い又は軽いなど)。
  - (3) 評議について
    - ア 評議の進め方は分かりやすかったですか。
    - イ 量刑の判断は難しかったですか。
  - (4) 検察官や弁護人の活動について  
検察官や弁護人の量刑に関する主張(論告・求刑, 弁論)は分かりやすかったですか。
  - (5) 判決書について
    - ア 評議の結果は判決書にきちんと反映されていましたか。
    - イ 判決書の内容で分かりにくいところはなかったですか。
- 3 裁判員・補充裁判員を経験された達成感,あるいは,負担感などに触れながら,これから裁判員・補充裁判員(又は候補者)となられる方へ伝えたいことをお聞かせください。